

ブロック塀等の撤去に 補助金がでます

危険ブロック塀等除去費補助金

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、道路に接した倒壊の危険性の高いブロック塀等の撤去費用の一部を助成します。

対象となるブロック塀等

市内にある道路に面する高さが1メートル以上の危険ブロック塀等で市内業者が請負う。
(基礎又は擁壁の高さを含む。但し、危険ブロック塀等の上部に設けられたフェンスその他これに類するものがある場合、これらの部分は高さに含まない)

補助基本額

次の①、②のうち低い額
(補助対象事業費の上限額は14万円)
①対象工事費の2/3
②撤去するブロック塀等の長さ(m) × 1万円 × 2/3

補助対象者

ブロック塀等の所有者又は管理者

事前相談

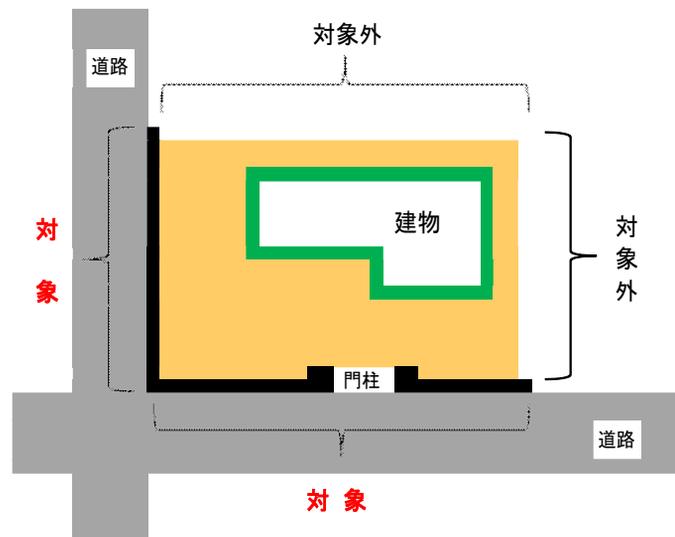
ブロック塀の状態や補助要件等、詳細を確認する必要がありますので申請前に市との協議を行ってください。

【注意事項】

- ・補助金交付決定前に契約・工事をしている場合は、補助対象となりません。
- ・予算額に達した場合は、その時点で補助金の交付申請の受付を終了します。
- ・同一敷地につき、1回限りの補助となります。
- ・ブロック塀等の撤去後に新たに塀を築造する場合は、関係法令に適合するように建築し、適切に維持管理を行ってください。
- ・2月末までに工事を完了させなければなりません。

問い合わせ先

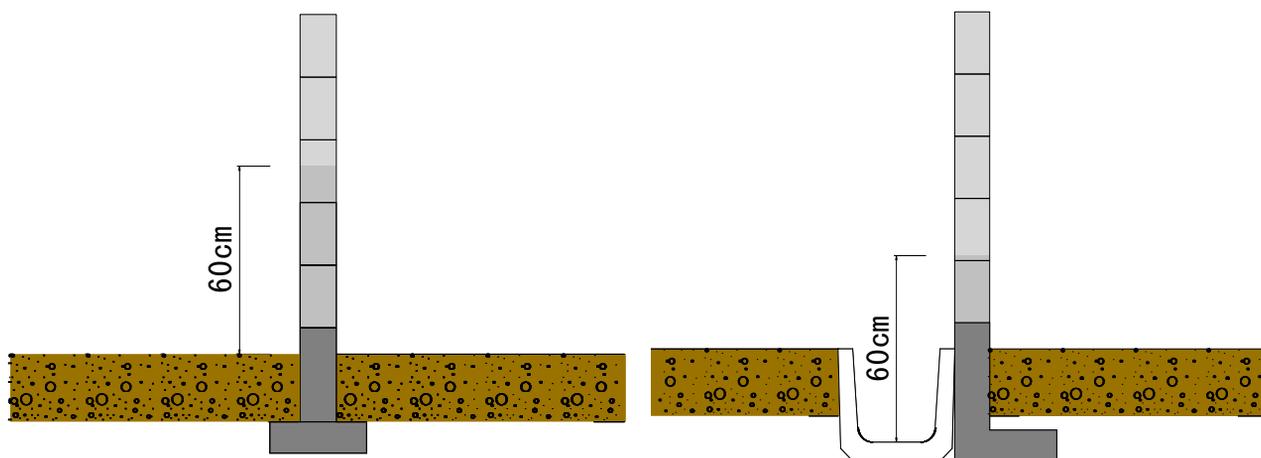
神崎市役所 建設課 都市計画係
住所: 神崎市神埼町神埼3542番地1
電話: 0952-37-0103 FAX: 0952-52-6549



ブロック塀等の撤去状態について

当事業は地震発生時に生じることが想定されるブロック塀等の倒壊による被害の防止や倒壊したブロック塀により通学路や避難経路、緊急車両の通行路を閉塞させないことを目的に神埼市内の道路に面した倒壊の危険性の高い危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助するものです。

基本的に危険ブロック塀等は全撤去することとしておりますが、一定の基準をクリアすることでブロック塀の一部を存置することが可能です。



ブロック塀等の存置の条件

- 一部撤去後のブロック塀の高さが路面から60cm以下になること。
 - ・ ブロック塀等と路面の間に開渠側溝がある場合、側溝の底から60cm以下とすること。
- ブロック塀等診断カルテにおいて、70点以上となること。
- 但し、ブロック塀等の場所が建築基準法第42条第2項道路でセットバック位置にある場合は道路面まで撤去すること。

また、存置したブロック塀等の上に金網フェンス等を設置する場合除去後の壁体頂部に適切な配筋等を行い、金網フェンス等もブロック塀等と一体化できるように施工すること。

参考

(一財)日本建築防災協会「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」

(一社)日本建築学会「コンクリートブロック塀設計規準」